

悠和会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は悠和会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は悠久山栄養調理専門学校（新潟県長岡市中沢4-403-1）におく。

第二章 会 員

- 第 4 条 本会は、悠久山栄養調理専門学校、長岡スクールオブビジネス、旧大手調理師専門学校等の卒業生をもって組織する。
- 第 5 条 悠久山栄養調理専門学校の職員並びに関係者は、これを特別会員とする。

第三章 役 員

- 第 6 条 本会に下記の役員をおく。
- | | | |
|-----|-----|---------------------|
| 会 長 | 1 名 | 会員中より総会で選出する。 |
| 副会長 | 2 名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 評議員 | 若干名 | 会員中より互選する。 |
| 監 事 | 2 名 | 会員中より互選する。 |
| 幹 事 | 若干名 | 会員中より会長がこれを委嘱する。 |
| 学校長 | | |
| 顧 問 | 若干名 | 悠久山栄養調理専門学校の教職員より選出 |
- 第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 会長は会務を統理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 評議員は会員を代表して、重要事項を審議する。
- 監事は会計を監査する。
- 幹事は会長の命により会務を処理する。
- 学校長及び顧問は、総会・役員会に出席し、審議に加わる。

第 8 条 役員任期は2カ年とする。但し、重任を妨げない。

第 9 条 役員任期中に欠員を生じたときは、代わりの役員を選出する。
新役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第 10 条 本会の総会は毎年1回開催することを原則とし、次の事項を審議する。
但し、役員会をもってこれに替えることができる。

役員選出

会計審議

その他

第 11 条 役員会は必要に応じて随時開催し、会務を審議する。

第五章 会 計

第 12 条 本会の所要経費は新会員の入会金及び寄付金をもってこれにあてる。

第 13 条 会員は会費として金10,000円を入会の際納入する。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 補 則

第 15 条 会員が住所、氏名、職業を変更したときは、遅滞なくその旨を事務所に通知しなければならない。

第 16 条 本会則を変更するときは、総会の議決を要する。

附 則

1. 本会則は平成12年7月1日より実施する。

1. 本会則は平成24年4月1日より実施する。